

## 議 事 録

議 長 只今より、令和5年8月定例農業委員会を開会させていただきます。  
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。  
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものとしていたします。

事務局 傍聴者はありません。  
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中13名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。  
また、推進委員は6名中6名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は4件、ご報告申し上げます案件は2件となっております。  
署名委員ですが、村田委員と中野委員です。  
最後まで、よろしくお願い申し上げます。  
それでは議案第11号案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件  
次のとおり、農地の所有権移転の申請があったので、委員会の意見を求める。  
令和5年8月7日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

### 1 番案件 朗読

なお、農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上でございます。

地区委員 それでは議案第11号につきまして、ご説明させていただきます。  
7月16日午後1時から、譲渡人と譲受人立会いのもと、現地調査をしました。  
【場所説明】  
申請地は、従来から譲受人が小作をしていた場所と隣接する土地です。後継者問題で規模を縮小するという理由から、現在小作をしてもらっている●●氏

に無償譲渡するというので話がありましたので、私が立会いのもと、お話を伺いました。

譲渡内容は、従来の小作地が●●●●●、田が●●●㎡。それと隣接する土地が4筆ありますので、それをすべて無償譲渡することになり、合計●●●●㎡になります。

●●氏は、他に自作地で●●●㎡所有されておりますので、耕作面積が●●●●㎡となります。

譲受人の●●氏の現在の自宅は●●●ですが、もともとは当地区出身の人であり、地区にも精通しており、地区の実行委員の会員でもあります。年間農業実数は約150日であり、非常に熱心に作業されているのは見えていますので、安心して任せられると思います。

今後の耕作予定地は、水稻が従来どおり●●●●●。それと新たに畑ということで、その隣接した2筆、合計で●●●●㎡。それから、その横の●●●㎡。●●●㎡では、果樹を植えておられますので、そのまま譲り受けて果樹を作られるということで、今までどおりなので特に問題はないと思います。

現在まで耕作などされていますので、水利などの管理面も全く問題はないと思われま。この件に関しましては、私としてはいいのではないかという判断をしております。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第12号につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書について  
次のとおり、農地転用許可の申請があったので、委員会の意見を求める。  
令和5年8月7日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

地区委員 それでは議案第12号につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

草は、高いところだと私の背丈くらいまで伸びています。  
説明があったように、一時的に転用するために使用貸借権を設定するものです。  
設定人は計18名、地目が25筆の8,476㎡です。  
以上です。

議長 ありがとうございます。事務局から追加説明をお願いします。

事務局 前は、高向・上原土地区画整理組合の埋蔵文化財の調査に係る第1期の使用貸借の許可申請の際に少し審査が手間取りまして、申し訳ございませんでした。前回失敗した原因として、所有者の確認がきちんとできていなかったところがありました。

今回、この議案書の別紙を見ていただくと、申請地が25筆あります。登記簿謄本を取らせていただき、住所が異なる方は住民票も確認しました。また、構図等も確認させていただき、審査しました。前回の申請ではこれらがなかなか集まってこなかったもので、少し大変でした。

今回は3人の方が特殊な状況となっています。まず、●●さんです。お名前に心当たりがあるかと思いますが、少し前に3条の許可を出させていただいております。名前上がってきていますので、この申請の許可が出るまでは、3条で許可は出していますが、登記を変更しないように土地区画整理組合の方からお話していただき、●●●●●●●●の名前で申請が出てきています。

次に、13の●●●●さんと14の●●●●●●さんです。これは、登記簿ではまだ相続登記できていなかったもので、相続関係説明図を作成していただき、原戸籍をとっていただくことで、2人が相続人だということを確認しました。

次に、17、18の●●さんですが、この方は相続登記が終わっていましたので、この2人が相続人だということを確認しました。

以上、相続関係で前回整理できていなかったところは、今回確認させていただいたつもりです。

●●委員は、セイタカアワダチソウがかなり高くなってきているとおっしゃっておられました。1年あれば2mぐらいまでいくこともあると思います。その他の部分に関しても、組合の方が少し草刈りをしようかというような意向を持っておられるということをお聞きしていますので、その旨報告させていただきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 一般的運用で教えていただきたいのですが、これは埋蔵文化調査で令和6年2月29日までとなっています。約6ヶ月で調査が完了する見込みになっていますが、完了するのですか。

事務局 調査は1期、2期、3期としており、1期は令和5年3月1日からしており、終わるのが11月末日です。今回は2期ということで、9月のはじめから2月29日ぐらいということで申請が出てきています。あともう1つ、第3期がありまして、それが今後また同じように許可日から数ヶ月ということで申請される予定があるということを知っています。

委員 区画を分けられ、3期に分けてされるということですね。

事務局 そうということです。

委員 だから、大体半年ごとで、1年半で完了されるということなのですね。

事務局 その程度の期間と聞いております。

委員 分かりました。私どもも埋蔵文化財調査が今後数年後にありますので、確認させてもらいました。

議長 他にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第13号につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第13号 農用地利用集積計画の作成について

次のとおり、河内長野市長から農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求める。

令和5年8月7日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、本件については、業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課

議案第13号案件につきまして、ご説明申し上げます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で3年前に設定された利用権について、その契約の更新を行うために申請されたものであり、今回が初めての更新となります。

まず、借り手である●●氏については、平成29年度に河内長野市農業研修講座を修了し、翌年度に農用地利用集積支援制度を活用して、農業経営を始められました。

その後も経営規模を拡大し、現在では●●●、●●●、●●の3箇所複数の農地を借りて営農されており、当該農地では、現在ズッキーニの栽培を行っております。

できた農産物については、あすかてくるで河内長野店、アグリかわちながの等の市内直売所へ出荷されています。現時点では自営業も兼ねての農業経営ですが、将来的には農業のみで生計を立てていきたいとの展望をもっておられます。

一方、貸し手の●●氏は、他の農地の耕作のため、当該農地の日常管理まで手が回らないことから、当該農地を引き続き●●氏に任せたいという意向を持っております。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員

それでは、議案第13号案件につきまして、ご説明申し上げます。

7月20日の木曜日、10時に現地に行き参りました。

**【場所説明】**

日照時間が短く、作付けの品種も絞っているとおっしゃっていました。当日は晴天でしたが、10時過ぎには農地の2割から3割ほど日陰になっていました。

作付けの様子を見ましたら、ズッキーニが100株前後植わっていたと思いますが、日当たりがいいところと比べると、成長がかなり劣っております。近くの畑にズッキーニがかなりたくさん植わっていましたが、それと見比べるとかなり差が出ていました。

●●さんについて、農林課と重なりますが説明させていただきます。当日は忙しいということで立ち会ってもらえなかったのが、貸し手の●●さんと農林課の●●さん、●●さん、事務局の●●さんと私で行いました。●●さんは農業経験

がないところから平成30年度に自営業と兼ねて農業経営をし始め、徐々に経営拡大され、現在では●●●、●●●、●●●の3ヶ所で営農されています。将来的には、農業経営のみで生計を立てさせたいと計画されているようです。できた農産物につきましては、あすかてくるで河内長野店、アグリかわちながの店、●●●●●行者湧水直売所に出荷されています。

貸し手の●●●さんは他の農地を耕作しており、また、息子さんも会社勤めで当該農地を管理するのはとても無理だということで、●●●さんに任せたいということでした。3年前に頼んでよかった。若いし、真面目な方なので安心して任せているということです。

私としましても、●●●さんは、●●●●、●●●●●などで経営されて実績を上げておられ、また、若く前向きな考えで真面目な方なので安心しております。

●●●さんには立会い当日の夜に、立会いのときの状況を電話で報告しておきました。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めました。次、議案第14号につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第14号 河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について  
次のとおり、河内長野市長から河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき、河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想を別紙(案)のとおり改正するため、同法施行規則第6条の規定に基づき委員会の意見を求める。

令和5年8月7日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

農林課 議案第14号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、「河内長野市農業経営基盤強化促進基本構想」の改正について、農業委員会の意見を求めるものです。

「農業経営基盤強化促進基本構想」とは、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ることを目指し、将来における農業経営基盤強化の促進に関する目標値とそ

の目標達成のための営農類型などを設定し、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づき、市町村が策定することができる構想です。これは、大阪府が別途策定する「農業経営基盤強化促進基本方針」の内容に即して、また、農業委員会及び農業協同組合のご意見を聴いて策定することになっております。本市におきましては、平成6年度に最初の基本構想を策定、その後、平成16年、平成18年、平成22年、平成26年に計4回の改正を実施しております。

また、基本構想は、改正する場合も策定時と同様に各関係機関にご意見をお聴きすることとなっております。

この度、国において「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月に改正されたことに伴い、大阪府においては令和5年6月に基本方針を変更、本市におきましても9月末までに基本構想の改正が必要となりましたので、改正に際し、ご意見を賜わるため、諮問させていただいております。

基本構想の内容としては、大きく7つの項目、「農業経営基盤強化の促進に関する目標」、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の基本的指標」、「第2及び第3に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実態に関する事項」、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」、「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」、「その他」について記載しています。

改正による主な変更点は表を、詳細は別添の対照表をご覧ください。「目標年次」は、変更前、変更後ともに「令和5年度末」となっております。今後、半年後令和5年度末を目途に改めて改正を行う予定をしておりますので、ご認識のほど、よろしく願いいたします。

そして、今回の改正により、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」などが追加されたほか、「農地利用集積円滑化事業」や「利用権設定等促進事業」が廃止されました。

また、本改正に伴い、「地域計画の協議の場の設置方法」、「地域計画の区域の基準」などの追記を行いました。

ただし、当委員会での案件として、よくご審議いただきます「農地利用集積円滑化事業」は、令和6年末を期日とした地域計画が策定されるまでは、経過措置として継続されます。

さらに、地域計画策定後、制度が移行されましても、農地の賃借について、「農業委員会へ諮問する」という工程は変わりありませんので、引き続きご協力をお願いいたします。

今後の手続きの予定としましては、本日の農業委員会での諮問、また併せて農協へも現在ご意見をお伺いしているところです。

両者の了承が得られた後、大阪府へ正式な協議をさせていただき、その後、市において公告することにより基本構想改正の手続きが完了となります。

新しい基本構想の案並びに新旧対象表につきましては、議案書と併せて事前に送らせていただいておりますので、ご覧いただいていることと思います。

基本構想案につきましては、大阪府の方と事前に調整した上で作成しておりますが、ご不明な点やご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。

また、今後、内容の大きな変更はもちろногоざいませんが、大阪府との協議調整により、文言の訂正や表現の統一等、軽微な変更につきましては、適宜修正させていただくことで、ご了承お願いいたします。

議長 　　ただいま、農林課から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 　　本日の案件の中で利用集積のものがありますが、資料の主な変更箇所の表の中に削除するという項目がありますよね。

農林課 　　はい。

委員 　　ここは私から説明しましょうか。

本日の議案書の中で、農業経営基盤強化促進法の名前が長くなっていると思います。議案書に記載されている農業経営基盤強化促進法がこの4月から施行されたかということが問題ですが、記載されているのは旧の第18条第1項です。新法ではこの条文がなくなっています。旧法第18条第1項では農地利用集積計画を定め、農業できる人か、すべて効率的に利用しているか、常時従事しているかという要件を満たさなければなりませんでしたが、その条文がなくなりました。その理由が、先程おっしゃっていた地域計画のためで、枠組みが変わったということです。

先程から経過措置という言葉が何回か出てきたと思います。法律は成立し、公布されましたが、適用するのにいつからにするよとか、段階的にするなどのことを経過措置と言います。この法律に話を戻すと、施行から2年以内に地域計画を作らなければならないことが決まっており、地域計画が完成する前日までは旧法第18条が適用されることになりました。ただし、2年以内に地域計画は完成しなければならないので、それは最長でも2年ということが経過措置に書いています。これほど長い文章になったのは、「農業経営基盤強化促進法第18条」と記載するだけでは新法第18条1項が適用されるので、そうではなくて旧法第18条第1項ということを示すためです。法律は何回も改正されるので、どの改正の直前の法律かという特定をするので、いついつの改正前の直前の状態の第18条第1項だという意味になります。それが地域計画できるまではまだ続いていくというのが今の説明です。地域計画ができるまでは、この長い法律名の第18条第



1項の仕事は、皆さんのところに回ってくるということです。よろしいでしょうか。

農林課            ありがとうございました。

委 員            今の法律では、条文が消えているのですね。

委 員            現行の第18条はまた違う条文になっています。

経過措置は、急激に変化させたらまずい場合に段階的に変えたりします。今回は、計画が成り立たないとできないものですから、それができるまでの間は旧法でしてくださいということだと思います。

農林課            ただいまお話しいただいたとおりです。例えばこの基本構想案の11ページをご覧ください。11ページの下段には、新しく追加された箇所があります。例えば、「地域計画を作るための協議の場は、例えばインターネットとか含めて積極的に周知しましょう」とか、「協議の場はこのように設置しよう」とか、主におっしゃっていただいたように、その地域計画を作るためにこのように集まってこのように話を進めましょうということはこの基本構想に定めたというのが、今回の大きな趣旨になります。

そのため、その目標はそのまま、今回は地域計画を作るために必要なことを追加しました。また、法律が変わったことで、記載できないことを削除したということになります。これを基にし、半年後にその目標がどうかなどのご意見を改めていただくことになります。

委 員            2年後までは、今までみたいに同じような形ではないのか。

委 員            地域計画が完成して報告したら、そこから触るぐらいですよ。

農林課            地域計画を作るために、農業委員会と一緒に力合わせておりまして、資料に記載させていただいたとおり、令和6年3月末までには必ず完成させます。それ以降は地域計画がないと市の利用権設定ができないので、どれだけ長くてもそこまでは続きます。

委 員            それ以降は。

農林課            それ以降はできなくなります。

委 員            みどり公社では、河内長野でやっているような内容をここへ当てはめることができるのか。2年間協議は続くのか。

農林課 地域計画を作る過程でみどり公社なども一緒に入ってもらおう予定をしているので、実情を伝えようとは思っています。ただし、すべてが当てはまるかというのはまだ不確定なところはありますが、現状はそのようになっています。

委 員 みどり公社は4月から対応してくれるのか。

農林課 職員を増やして対応するとはおっしゃっていました。

委 員 この間に協議して、河内長野なら河内長野に合うような形で、要望があったら組み込んでもらえるような話ができるということか。

農林課 向こうがどのようなアクションするかは分かりませんが、要望を伝えることはできます。趣旨は、委員がおっしゃっていただいたとおりの趣旨です。法律の改正については、聞いていただいたとおりです。

委 員 改正に関することではないが、地域計画の策定は令和6年3月までに繰り上げなったが、大丈夫か。

農林課 5年度末ではなくて、6年度末です。1年あります。

委 員 地域計画は、農地利用集積率を上げることも目指していると思います。ということは、農林課さんが闇貸しなどを取り締まるなどの取組みを国の方針でもってやらざるをえないという理解でいいですか。

農林課 まず、貸す予定や、今後どうしたらいいかというのを把握するところから始めようとしています。農業委員会主導で、8月21日の実行組合長会議から随時お願いをして、まず意向の把握を努めようとしている段階です。

委 員 調べられようとしているわけですね。

農林課 そうです。今後どうしますかとか、貸す意思がありますかなどを確認していきます。

委 員 新旧対照表の中で黒い部分に変更した箇所ですか。

農林課 黒いマーカーをしたところが増やしたところで、棒線で消しているところが消えているところです。例えば15ページをご覧ください。左側で線が入っているところは変わった箇所、真ん中に線を引いているところは消える箇所を表して

います。

委員 一応書いているが、また消えるということか。

農林課 平成26年に定めたものが今回の改正でなくなることを指しています。もともとは36ページぐらいあった基本構想が、案を見ていただくと全体で17ページになる予定です。利用集積のことが消されてるので、かなり少なくなります。

委員 削除となっているところは、全部消えるのですね。

農林課 そうです。量だけだとかなり絞られましたが、ほとんど利用集積のことをかなり細かく書いていたのがかなり取れたので、ページ数が大分減ってるということになります。

委員 ここでは消えているが、利用集積はまだ2年間ほどは生きているということですね。

農林課 そうです。

委員 消えていますか。

委員 今回の構想はやり方だけを取りあえず変更したが、計画が完成したらもっと充実するはずですね。

農林課 そうですね。17ページの一番下に附則がありまして、そこに少し言っていたようなことを記載しています。内容は消えていますか、しばらくは大丈夫だというような文言を入れています。

委員 旧法第18条が使えなくなったときには、新しい決まりができ上がっているということになるので、その構造自体も、構想の中で充実していくわけですね。

農林課 もう一度改正するときには、内容がこれよりも増えているのを目指します。

委員 今は決め方というか、相談の仕方だけしか変わってないですね。

農林課 そうですね。半年後にその目標はこうしましょうとかも含めて、もう一度同じような過程で改正します。

委員 それで全部出来上がって計画として報告できるときまでは、過去の利用集積の

分を利用していくということですね。

農林課 はい。ただし、今回はこの内容で報告はします。見直しを2回することになるので。

委員 農用地の見直しとかは入っているのですか。

農林課 今回の基本構想には入っていません。別の計画になります。

議長 他にご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件4件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。本日ご報告申し上げます案件は、2件でございます。ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。

では、報告第12号案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

次のとおり、農地転用の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年8月7日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出書に添付すべき書類が添付されていない場合など、届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

また案件につきましては、すでに駐車場となっており、本来転用届出を提出すべきところ、農地法の届出を失念していたということでした。市街化区域内の農地ですが、周囲はほぼ住宅に囲まれており、隣接農地にも承諾をもらっており、周囲に迷惑をかけないよう配慮している。また苦情がないということで、受理するもので、問題はないと考えます。

以上です。

議 長 次に、報告第13号案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

次のとおり、農地転用による所有権移転の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年8月7日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出書に添付すべき書類が添付されていない場合など、届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

また、本案件につきましては、譲受人が運営する●●●●●●●●●●●●●●●●●●の臨時駐車場にするための転用で、市街化区域内の農地であり、周囲に迷惑をかけないようにする。また、隣接農地は水利組合も承諾済みということで受理するもので、問題はないと考えます。

以上です。

議 長 以上、報告案件2件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項によりここに署名する。

議長	垣内 俊夫	
署名委員	村田 洋三	
署名委員	中野 毅	

### 協 議 会

#### 協議事項

- 1 9月定例農業委員会について  
開催日 令和5年9月6日(水)午後1時30分から  
場 所 行政委員会室
- 2 大阪農業時報第851号について
- 3 活動記録カードについて
- 4 その他

令和5年8月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	欠席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
19	中野 毅	農業委員	出席	議事録署名人
20	比嘉 一美	農業委員	出席	